

国保税の税率などが変わります

平成18年度から、国民健康保険税・介護保険料の税率や課税の方式、納期が変わりました。合併協定に基づいて、現在地域ごとに異なっている税率などを統一するためのもので、これにより著しく税率が上がる地域については21年度までに段階的に改正します。国保税と第2号被保険者(40〜64歳)介護保険料の改正内容についてお知らせします。

Q なぜ変える必要があったのですか。

A 国保税や介護保険料の税率や課税方式、納期は、本来一つの市であれば統一されていなければなりません。しかし、昨年9月の合併の際は年度途中の合併でしたので、17年度の国保税は旧市町村の税率などにより税率を定めていました。

市は、税の公平性を確保するとともに国保制度の健全な運営を図るため、18年度から税率などを変更することとしました。ただし、統一することで急激な負担増となる地域については、21年度までの間、順次変更していくこととしています。

Q 地域ごとの税率や課税方式は、どう変わるのですか。

A 国保税は、医療分と介護分とに分かれています。介護分が該当するのは40歳から64歳までの国保の被保険者です。医療分については、左の表のとおり川崎地域が21年度まで

の調整となります。介護分については、国に支払う介護納付金に見合う額を確保しなければならぬことから、18年度に均一となります。なお、課税方式は資産割をなくし、所得割、均等割、平等割の3方式となりました。

Q 県内の他市はどれくらいの税率なのか。

医療保険税率

◎平成21年度までに順次変更(大東・千厩・室根地域の資産割はなくなります)

年	区分	一関地域	花泉地域	大東地域	千厩地域	東山地域	室根地域	川崎地域
17年度	所得割(%)	8.80	9.80	7.20	6.80	6.80	6.90	4.30
	資産割(%)	-	-	50.00	30.00	-	30.00	-
	均等割(円)	2万4800	2万3800	1万3500	1万7000	1万5000	2万	1万500
	平等割(円)	2万700	2万3400	1万5000	2万4000	2万	3万	9500
18年度	所得割(%)	9.74		8.90	7.80	9.20	5.40	
	均等割(円)	2万3100		1万7000	2万3100	1万5000		
	平等割(円)	2万2200		2万1000	2万2200	1万4000		
	所得割(%)	9.74		8.80	9.74	7.00		
19年度	均等割(円)	2万3100		1万9000	2万3100	1万8000		
	平等割(円)	2万2200				1万8000		
	所得割(%)	9.74				8.60		
	均等割(円)	2万3100				2万1000		
20年度	平等割(円)	2万2200				2万1000		
	所得割(%)	9.74						
	均等割(円)	2万3100						
	平等割(円)	2万2200						
21年度	所得割(%)	9.74						
	均等割(円)	2万3100						
	平等割(円)	2万2200						

介護保険税率

◎平成18年度から均一税率(介護分課税限度額は税法改正により9万円となります)

年	区分	一関地域	花泉地域	大東地域	千厩地域	東山地域	室根地域	川崎地域
17年度	所得割(%)	2.31	1.92	1.50	1.50	1.20	1.20	1.70
	資産割(%)	-	-	3.00	3.00	-	3.00	-
	均等割(円)	9600	8200	4500	5500	4000	5000	7100
	平等割(円)	5800	4900	5000	6000	5000	5000	3700
18年度	所得割(%)	2.64						
	均等割(円)	8300						
	平等割(円)	5000						

県内他市の状況との比較(医療分+介護分の合計額)

区分	県内他市(17年度)							一関市(18年度改正後)					
	盛岡市	宮古市	奥州市(水沢区)	花巻市(旧市分)	北上市	陸前高田市	釜石市	一関花泉	大東千厩	室根	東山	川崎	
応能割(%)	所得割	11.05	10.60	10.80	7.90	7.90	9.40	11.40	12.38	11.54	11.84	10.44	8.04
	資産割	32.30	28.00	17.00	28.00	19.00	41.00	31.00	-				
応益割(円)	均等割	3万2800	3万1000	3万1000	3万	3万100	3万3000	2万9400	3万1400		2万5300	2万3300	
	平等割	3万6000	3万6000	3万4000	3万1900	3万1800	3万7000	3万4000	2万7200		2万6000	1万9000	
	合計額	6万8800	6万7000	6万5000	6万1900	6万1900	7万	6万3400	5万8600		5万1300	4万2300	

国保税の軽減を受けるための要件

軽減割合	軽減を受けられる世帯の所得限度額
7割	世帯主とその世帯に属する被保険者の所得の合計額が33万円以下…①
5割	33万円を超え、33万円+(世帯主を除く被保険者数×24万5000円)以下…②
2割	上記①②に該当せず、33万円+(被保険者数×35万円)以下

Q 所得にに応じた国保税の軽減制度はないのですか。

A 国保税の軽減は、皆さんの所得に応じた所得割と、一人当たり課税される均等割、1世帯当たり課税される平等割とのバランスを50割前後に調整したことから、前年の所得に応じ7割、5割、2割の軽減が受けられます。

それぞれの軽減の要件は、所得が左の表で計算された額以内であれば適用されます。ただし、2割軽減は申請が必要です。該当する人には、納入告知書に申請書を同封していただきますので、必要事項を記入の上、本庁税務課または支所市民課で申請してください。

Q 国保税やその他の市税の納期はどうなるのですか。

A 市税の納期は、18年度から市内全地域を統一し、左の表のとおりとなります。

平成18年度 市税納期一覧表

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納期限はその月の末日ですが、末日が土曜・日曜・祝日にあたる場合はその翌日が納期限となります。ただし、12月は28日が納期限です。

一関地区広域行政組合からのお知らせ

65歳以上の介護保険料を見直しました

みんなで支える介護保険

介護保険の財源は、加入者(40歳以上の)の介護保険料と公費で賄われています。平成18年度から20年度までの保険料の負担割合は、加入者が50割(うち65歳以上の第1号被保険者が19割、40歳から64歳までの第2号被保険者が31割)で、残りの50割が公費となっています。

介護保険料は、第1号被保険者は受給する年金からの引き去り

りなどにより、第2号被保険者は、国民健康保険に加入している人は国保税の介護保険分として、職場の健康保険に加入している人は健康保険料の介護保険分として給与から、それぞれ納めていただいています。

介護保険料見直しの内容

第1号被保険者の保険料について、所得の低い人などの負担能力にきめ細かく対応できるように、保険料の段階を見直しまし

た(表1)。また、17年度税制改正による高齢者の非課税限度額の廃止により保険料段階が上昇する人に対し、保険料の急激な負担増とならないよう保険料を段階的に引き上げていく緩和措置を実施します(表2)。

緩和措置は、税制改正がないものとした場合の保険料を基準として、税制改正適用後の保険料との差について、20年度までおおむね3分の1ずつ段階的に引き上げるものです。

(表1) 見直し後の第1号被保険者の介護保険料

保険料段階	対象者	保険料年額
第1段階	○世帯全員の市民税が非課税で老齢福祉年金を受給中の人 ○生活保護を受給中の人	2万1000円
第2段階	○世帯全員の市民税が非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	2万7300円
第3段階	○世帯全員の市民税が非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	3万1500円
第4段階	○本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)	4万2000円
第5段階	○本人に市民税が課税され、本人の合計所得金額が200万円未満の人	5万2400円
第6段階	○本人に市民税が課税され、本人の合計所得金額が200万円以上の人	6万2900円

(表2) 経過措置による段階的引き上げの内容

税制改正適用後の保険料段階	改正がないものとした場合の段階	保険料年額		
		18年度	19年度	20年度
第4段階	第1段階	2万7700円	3万4800円	4万2000円
	第2段階	3万2300円	3万7300円	
	第3段階	3万4800円	3万8200円	
第5段階	第1段階	3万1500円	4万2000円	5万2400円
	第2段階	3万5700円	4万4000円	
	第3段階	3万8200円	4万5300円	
	第4段階	4万5300円	4万8700円	

◎問い合わせ先
一関地区広域行政組合介護保険課 ☎31-3223